

利用規約

福岡空港Pay（以下、単に「商品券」といいます。）を利用する方は、利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、本規約の全文を必ずお読みのうえ、本規約に同意し、本サービスをご利用ください。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は以下の通りとします。

- 1 「福岡空港Pay」とは、電磁的方法により記録される前払式支払手段（商品券）であって、本規約および発行者が別途定める規約等の条件に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリ（利用者）により読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリ（利用者）により取扱店において二次元コードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるものをいい、別紙「令和7年度福岡空港Pay発行要綱」（以下、単に「別紙」といいます。）に定める条件が適用されます。
- 2 「取扱店」とは、保有者との間で自己が指定した対象商品等（財やサービス、発行者の規約で認めるものに限ります。）について商品券を使用した個人事業者および法人をいいます。
- 3 商品券使用取引とは、商品券の保有者が、取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受またはサービスの提供を受ける取引をいいます。
- 4 本アプリ（利用者）とは、利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

第2条（商品券の発行申込、発行、販売）

- 1 保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンに本アプリ（利用者）をダウンロードできる者）は、別紙に定める方法に従い、本アプリ（利用者）を自らのスマートフォンにダウンロードし、本アプリ（利用者）を通じて登録したうえで、発行者に対し商品券の発行を申し込むことができます。
- 2 発行者は、システムを使用して、所定の情報を入力し、利用者が、本アプリ（利用者）を利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れるかたちで商品券を発行します（発行等にかかる事務は、「株式会社まちのわ」が開発、運営する「地域情報プラットフォームサービス」を利用して行います。以下同じです。）。
- 3 商品券発行者は、保有希望者による第1項に従った商品券の発行申込を承諾するときは、別紙に定めるとおり先着順で当せん者と当せん者に販売付与するコイン数を確定させ、当せん者による別紙に定める決済方法による発行代金の払込完了後、速やかに、前項に従い、商品券を発行します。抽せんを行う場合は、発行者が厳正に行うものであり、Apple Inc. およびApple Japan Inc. 並びにGoogle Inc. およびGoogle Japan G.K. は関係しないものとします。なお、発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピュータ等の障害、または災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止または停止する必要があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
- 4 保有者は、発行された商品券の残高および利用履歴を、本アプリ（利用者）を利用して確認することができます。
- 5 商品券の発行、販売に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第3条（商品券の利用）

- 1 保有者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭にて保有するスマートフォンを提示し、取扱店における二次元コードを読み取り、取扱店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」といいます。）に相当するコイン数を入力することで、保有者の保有するコイン残高から当該コイン数を減じる方法で、商品券を取扱店との間の商品券使用取引の決済に利用することができるものとします。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
- 2 保有者は、事前に二次元コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（利用者）およびこれらに表示される二次元コードの複製物を提示する形での商品券の利用はできません。
- 3 保有者は、商品券使用取引の完了後、本アプリ（利用者）により利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
- 4 商品券の利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第4条（商品券使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買等の契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店との間で行った商品券使用取引を取消し、または解除することができないものとします。決済時に金額等の誤入力があった場合には、取扱店と利用者が確認のうえ、取扱店における店舗管理画面において取消ボタンを押すことで、誤入力分の決済を取消し、再度正しい金額等再入力することで対処できます。

第5条（払戻し）

利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。ただし、別紙の定めにしたがって利用者への払戻しを行うことがあります。

第6条（利用者の義務）

- 1 利用者は本アプリ（利用者）および商品券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならぬものとします。
- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本アプリ（利用者）および商品券を複製し、改変し、公衆送信すること
 - (2) 本アプリ（利用者）および商品券を偽造し、変造し、または改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - (3) 違法または公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、または商品券使用取引を行うこと
 - (4) 申込みの際し、発行者に対し虚偽または事実と反する事項を届け出ること
 - (5) その他本規約に反すること
- 3 前項に規定するほか、商品券を不正に利用する行為（利用者その他発行者が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合またはその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者および取扱店は、利用者による商品券の利用を認めない場合があります。また、利用者が前二項に違反し、スマートフォンを紛失し、その他の理由により商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

- 4 利用者は、本規約に違反したことにより発行者または取扱店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第7条（期間）

商品券の利用期間は、別紙に定めるものとします。期間終了をもって未使用コインは失効します。

第8条（個人情報等の取扱い）

発行者は、商品券の発行または利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。発行者は、前条の期間終了後も本条に従って個人情報を取り扱うことができるものとします。

- (1) 個人情報とは、商品券の発行または利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。）をいいます。
- (2) 商品券の発行および利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用します。
 - ・当サービスにおけるサービスの提供・改善・開発・マーケティングのため
 - ・メールマガジン・DM・各種お知らせ等の配信・送付のため
 - ・キャンペーン・アンケート・モニター・取材等の実施のため
 - ・登録情報の属性の集計、分析、統計資料作成のため（統計資料とは、個人が識別・特定できないように加工したものをいい、新規サービスの開発、当協議会が構築・運用するデータ連携基盤の活用等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。）
 - ・本人確認のため
 - ・お問い合わせやコメント等の確認、回答のため（お問い合わせ対応の記録・保管を含まず。）
 - ・利用規約等で禁じている行為などの調査のため
 - ・その他法令等に基づく利用
- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
 - ①共同して利用される個人情報の項目
発行者が商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - ②利用目的
利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、および同システムの適切な運営管理・利用者による商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - ③共同して利用する者の範囲
受任者、再受任者

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、利用者の保有する商品券の残高について、利用資格を取消することができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

- 1 発行者および取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、商品券の発行および商品券使用取引の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、商品券の全部または一部を利用することができません。
 - (1) 発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、または災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合
 - (2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合
 - (3) 利用者が本規約に違反し、または違反したおそれがある場合
 - (4) 利用者が商品券を違法もしくは不正に入手、利用した場合、またはそのおそれがある場合
 - (5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
- 2 発行者および取扱店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、民法548条の4（平成29年法律第44号）にしたがって本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウエ

ウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に対して、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

第12条（権利義務の譲渡等）

利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位または権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第13条（商品券の発行および管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上または営業上の判断等の理由により、商品券の発行および管理に関する業務の全部または一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者へ周知する措置を講じます。

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡または通知は、本アプリ（利用者）または商品券にかかるウェブサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第16条（準拠法および管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別紙)

改定日：2025年11月21日

「令和7年度福岡空港 Pay 発行要綱」

福岡空港ビル販売促進協議会は以下の要綱で福岡空港 Pay (以下、単に「商品券」という。)を発行、販売、決済および換金する。

1. 発行方式、事務委託

福岡空港ビル販売促進協議会(発行者)が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。発行者は、「株式会社まちのわ」に発行、販売、決済および換金事務にかかるシステム構築および運行、データ管理および効果測定を委託し、「株式会社まちのわ」が提供するシステム(地域情報プラットフォーム)を利用して行う。

2. 販売総額

100,000,000コイン(コインは発行単位の名称、プレミアム無償付与分を含まない)

3. 発行総額

120,000,000コイン(プレミアム無償付与分を含む)

4. プレミアム率

20%

5. 発行日

2025年8月1日

6. 保有希望者の申込、発行・販売コイン数、払込方法

保有希望者(商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ(利用者)をダウンロードできる者)は、アプリ(利用者)を通じて、プレミアム無償付与分を除き5,000コインを下限、100,000コインを上限に5,000コイン単位で申し込み、1コイン=払込金額1円について(1+プレミアム無償付与分)のコインをシステムを通じて発行・販売する。

当せん者とは、販売総額の範囲内で先着順に決めることを言い、コンビニエンスストアまたはクレジットカードで当せんしたコイン数(プレミアム無償付与分を除く)と同数の金額(1コイン=1円)をチャージする。当せん者が期限までに払い込みを行わない場合には、当せん者の権利は失効し、応募総額に満たない分は保有希望を改めて受け付け、応募の先着順に当せんとし、応募総額が払込額と併せて募集総額となったときに保有希望の受付を終了する。さらに当せん者が期限までに払い込みを行わない場合には、当せん者の権利は失効し、前文の手続を繰り返す。

7. 取扱店、利用(保有者による取扱店への提示)期間

保有者は、発行者から指定を受けた取扱店(保有者との間で自己が指定した対象商品等(発行者の規約で認めるものに限る。))について商品券を使用した取引を行う個人事業者および法人)で商品券を利用できる。

2025年8月1日から2025年12月31日までの期間終了をもって未使用コインは

失効する。

8. 決済方法

保有者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を減じて決済する。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。

9. 禁止事項

商品券の払戻し、ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。

10. 対象外取引

以下の商品またはサービスは取引対象外とする。

- (1) 出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類および仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制および義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの

以 上